

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和5年10月17日

大阪府知事 吉村 洋文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の所在地及び名称
南河内郡河南町大字山城482番1ほか
万代河南町店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大阪市生野区小路東三丁目10番13号
株式会社万代
代表取締役 阿部 秀行
- (3) 変更しようとする事項
ア 荷さばき施設の位置
イ 廃棄物等の保管施設の位置
- (4) 変更する年月日
令和6年5月23日

2 届出年月日

令和5年9月22日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧の期間
令和5年10月17日から令和6年2月19日まで
- (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課
南河内郡河南町大字白木1359番地の6
河南町まち創造部農林商工観光課

4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
(TEL (06) 6210-9497)
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課